

静岡県公立大学法人の規則等の基準に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）の規則、規程、細則、内規、要領、基準及び申合せ（以下「規則等」という。）の基準については、この規則の定めるところによる。

(規則等の種類)

第 2 条 規則等の種類は、次のとおりとする。

(1) 規則とは、静岡県立大学学則（平成 19 年規則第 33 号）、静岡県立大学短期大学部学則（平成 19 年規則第 49 号）その他法令上又は法人の管理運営上、基本となる事項を定めたものをいう。

(2) 規程とは、法令上又は前号の規則に基づき、又は法人の管理運営業務を遂行する上で、必要な事項を定めたものをいう。

(3) 細則とは、前 2 号の規則又は規程の委任を受け、又はそれらを施行するため、法人の管理運営業務を遂行する上で、その細部について定めたものをいう。

2 前項各号に定めるもののほか、法人の各機関は、内規、要領、基準及び申合せその他の名称を用いて、当該法人の機関の内部処理に係る取扱い及び手続き等に関する事項を具体的に定めることができる。

(規則等の制定改廃の手続)

第 3 条 規則を制定し、又は改廃しようとするときは、理事長は、必要に応じて経営審議会又は教育研究審議会の意見を聴いた上で、役員会に提案し、その議決を得るものとする。

2 規程を制定し、又は改廃しようとするときは、理事長は、必要に応じて経営審議会又は教育研究審議会の意見を聴いた上で、必要に応じて役員会に提案し、その議決を得るものとする。

3 細則及び前条第 2 項に規定する定めを制定し、又は改廃したときは、理事長に報告するものとする。

(制定年月日及び制定番号)

第 4 条 規則等には、次の例により、毎年制定順に制定年月日及び制定番号を付するものとする。

(1) 規則 平成 年 月 日 規則第 号

(2) 規程 平成 年 月 日 規程第 号

(3) 細則 平成 年 月 日 細則第 号

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。